

【発行】 2021年6月7日
山口県センチュリー裁判を支援
する会

【連絡先】
代表世話人 松林俊治
070-5050-2226
matsubayashi65@gmail.com
事務局長 武波義明
090-1198-4588

山口県センチュリー裁判を 支援する会 ニュース No.4



第1回弁論で示された 被告である山口県の 「答弁書」の内容を掲 載します

次回、第2回弁論は、
6月23日(水)
10時～
山口地方裁判所

当日、山口地裁にて整理券
の配布がありますのでお集
まりください(今回は9時
25分から配布でした)。
みなさまの傍聴を呼びかけ
ます。

▽裁判のための費用として
みなさまからのカンパをお
待ちしています。

【振り込み先】
山口銀行県庁内支店
〈店番〉044
〈口座番号〉
普通預金 5036183
〈名義〉
山口県センチュリー裁判を
支援する会

振り込み後に、電話かメー
ルアドレスにご連絡を願
いします

被告(山口県)の主張

1. 本件契約の経緯について

- (1) 県は平成21年にマツダのMPVを知事公用車として新たに購入し、それまで知事用公用車として使用していたセンチュリーを来賓対応用の貴賓車として位置付けることにして、物品管理課が管理することになった。県においては、前記貴賓車としてのセンチュリー1台の外、議会事務局が議長用公用車及び副議長用公用車としてそれぞれ1台のセンチュリー合計2台を所有していた。
- (2) 貴賓車としてのセンチュリーは、平成27年の世界スカウトジャンボリー及び平成30年の山口ゆめ花博において、皇室対応の車両として使用した。令和元年にベトナムビンズン省の書記長が来県した際にも送迎車両として使用した。また、皇室対応の際は、議長用及び副議長用公用車の2台のセンチュリーは予備車両として使用した。
- (3) 令和元年9月、副議長用公用車が令和2年7月に車両買替の時期を迎えるため、総務部から物品管理課に対して、行財政改革の観点から来賓対応可能な公用車に対する管理方法の見直し依頼があった。物品管理課は会計管理局内で検討を重ね、同車両及び貴賓車が同年7月に車検の時期を迎えるのに併せて3台の貴賓対応可能な公用車を物品管理課で一元管理することで、運用の効率化を図り、台数を3台から2台へ減らし、維持管理費用及び車両更新の際の購入費用を削減することにした。物品管理課は同年10月に議会事務局に対して、前記削減案を伝え、会計管理局は同年11月に更新車両をセンチュリーとすることを決定し、予算要求した。
- (4) センチュリーは受注生産であり、注文から納品まで概ね半年を要するため、県は令和2年2月から入札準備に着手し、入札公告を同年3月16日、入札を同年4月1日に実施し、同日、本契約を締結した。

2. 裁量権の逸脱濫用がないこと

- (1) 貴賓車の車種を選択等は、県の皇室への敬意の表し方、外国の要人をどのようにもてなし、インバウンド招致、県内商品の外国への売り込みにつなげるか等の政策的な側面が極めて強く、知事の広範は裁量に委ねられ、違法等の問題は生じない。
- (2) 前述のとおり、県が貴賓車としてセンチュリーを購入したことは合理的な判断であり、裁量権の逸脱濫用が存しないことは明らかである。
- (3) このように、本件請求は速やかに棄却されるべきである。

*2ページ目に訴状(原告の主張)と答弁書(被告の主張)概要を掲載しています。

訴状(原告の主張)と答弁書(被告の主張)概要

項 目	訴 状 (原告の主張)	答 弁 書 (被告の主張)
請求の趣旨 (原告が求める判決)	被告は村岡嗣政に対し2090万円を請求せよ	棄却する
	訴訟費用は被告の負担とする	訴訟費用は原告の負担とする
請求の原因 (1)当事者	原告は山口県の住民であり、被告は機関としての山口県知事である。相手方村岡嗣政(以下「相手方」という)は山口県知事個人である。	認める
(2)違法な契約の締結・履行もしくは公金の支出	①相手方はトヨタセンチュリー(山口334ほ3500)を令和2年4月1日、山口トヨタ自動車(株)との間で2090万円で売買契約を締結し同月20日に代金を支払った。	代金支払日は令和2年8月20日である。他は認める。
	②本件契約には次項に述べる理由により裁量権逸脱濫用の違法があり、契約の締結・履行もしくは公金の支出として違法である。	否認もしくは争う
(3)本件車両購入の違法性	(柱書)本件車両購入は、地方自治法第1条の2第1項(地方公共団体の役割の基本は「住民の福祉の増進を図る」ことにある)及び第2条14項(地方公共団体が事務処理をするに当たっては「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことが求められること)の趣旨に照らして、裁量権の逸脱濫用の違法がある。	否認もしくは争う
	①本件車両は2090万円の最高級車である。	車両の価格は概ね認めるが最高級車という評価は争う。
	②貴賓車として使用する目的で購入したが、宮内庁は都道府県に対し車両の希望を伝えたことはない。	貴賓車として購入したことは認めるが、宮内庁の言動は不知。
	③より安価な車両を選択するかレンタルで対応が可能だった。	否認する。センチュリーは特段の故障、異議等もなく、安全に運用し、国産高級車の車格は貴賓車として一定の信頼があったため、より安価な車両は選択しなかった。リースやレンタカーも検討したが、県内に業者がなかった。
	④日常的には県議会議長・副議長の使用を想定し、貴賓車としての品格まで必要なかった。	否認する。3台保有していたセンチュリーを2台に削減したため、来賓対応に使用しない場合、議長らが公用車として使用するようになったに過ぎない。
	⑤すでに貴賓車はあり、新車を購入する必要はなかった。	新車を購入する必要がなかったことは争う。県の更新基準である「11年以上かつ走行距離12万km超」を上回っており、更新の必要性が認められる。
	⑥他県で同様の最高級車はわずかである。	不知。皇室及び外国の要人に対する敬意の表し方等は各県に独自の裁量がある。
	⑦県財政が逼迫する中、車両購入は県の歳出削減策と矛盾している。	争う。センチュリーを3台から2台に削減し、公用車の一元管理による効率的運用等を目指しており、本件車両の購入だけを捉えて、歳出削減の方針と矛盾するとはいえない。
	⑧コロナ禍で、感染防止や県民支援のため、県は多大な財政出動を要する状況にあった。	争う。本件契約の入札公告を行なった令和2年3月16日の段階では、現在のような状況を想定することは困難だった。
⑨県議会や知事の実質的なチェックがないまま契約と履行がされた。	否認もしくは争う。知事が示した編成方針に基づき各所属で所要額を見積もり各部局で総額の抑制調整をした上で知事は総括的に査定している。県会計規則等関係法令に則って適正に執行した。	
(4)相手方(村岡嗣政個人)の責任	①相手方は、裁量権の逸脱濫用する違法な契約を締結し、その違法性を知りもしくは知りうべきであったのにそれを行なったため、県に対し不法行為に基づく賠償責任を負う。	否認もしくは争う。
	②相手方は、売買契約に伴う支出に権限を有しているが、その違法な支出を阻止すべき指導監督義務を怠り、本件支出を行なわせたため、その点も損害賠償の責任を負う。	前半は認めるが、後半は否認もしくは争う。